

第7 感染症に関する調査・研究・人材育成

ポイント

- ◎ 調査・研究体制の整備
- ◎ 関係機関等との連携
- ◎ 感染症に関する人材の育成、強化
- ◎ 発生時対応訓練の実施
- ◎ 有識者等の活用

1 基本的な考え方

科学的な知見に基づく感染症対策を推進するため、『国や関係機関と連携した感染症及び病原体等の調査・研究』や『調査・研究に携わる人材の育成』等を積極的に推進する必要がある。

2 調査・研究体制の整備

感染症や病原体等の調査・研究については、県が整備する感染症・疾病管理センター及び保健所が、関係機関と連携を図り、計画的に取り組む。

感染症・疾病管理センターは、保健環境センター等と連携し、感染症等の調査・研究、検査及び情報の収集、分析等を行うとともに、世界的な感染症の発生状況等から、県への影響等を県民や医師等に情報提供し、行政施策への反映をするなど健康危機管理に関する機能も備えた、県における感染症対策の技術的かつ専門的な機関としての役割を担う。

保健所は、感染症対策に必要な疫学的な調査・研究を、感染症・疾病管理センター等と連携して進め、地域における総合的な感染症の情報発信拠点としての役割を担う。

また、動物愛護センターは、動物由来感染症対策に必要な疫学的調査・研究を感染症・疾病管理センター等と連携して進め、保健所と協力し、地域における発生状況等を含めた総合的な動物由来感染症の情報発信拠点としての役割を担う。

3 関係機関等との連携

感染症・疾病管理センターは、国立感染症研究所や他の研究機関と連携し、より高度な感染症や病原体等の調査・研究の推進を図る。

4 感染症に関する人材の育成

県及び保健所設置市は、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会や感染症に関する学会等に感染症・疾病管理センター、保健所及び保健環境センター等の職員を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会を開催すること等により、保健所等の職員に対する研修の充実に努める。

また、国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース（F E T P）受講医師等の確保に努めるとともに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所や保健環境センター等において活用を図る。

5 医師会等における感染症に関する人材の育成

感染症指定医療機関は、勤務する医師等の診療レベル向上のための研修等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体は、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行う。

6 発生時対応訓練の実施

県及び保健所設置市は、一類感染症等の発生時に円滑な対応が取れるよう、定期的に感染症指定医療機関等と連携して、情報伝達、患者移送、消毒、疫学調査等の訓練の実施に努める。

7 有識者等の活用

県及び保健所設置市は、感染症の発生時に備えて、関連する有識者や学識経験者等を把握して連絡・連携を図る。

8 人材育成の強化

県は、感染症・疾病管理センターを整備し、計画的な研修プログラムを作成の上、保健所や医療機関等の感染症担当職員に対して、研修及び訓練を行い、疫学・感染症の専門家を育成する体制を強化する。